

## ○犬山市産業振興補助金交付要綱

平成30年10月15日要綱第92号

(趣旨)

**第1条** この訓令は、産業の振興を目的として、中小企業者が自己の事業を積極的に発展させるための事業に要する経費に対して、予算の範囲内で交付する犬山市産業振興補助金(以下「補助金」という。)に関し、犬山市補助金等交付規則(昭和56年規則第10号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っているものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に定める小規模企業者であって、市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っているものをいう。
- (3) 研修 愛知県農業大学校の実施する農業者を対象とした研修、中小企業大学校瀬戸校の実施する中小企業者向け研修、ポリテクセンター中部の実施する能力開発セミナーその他市長が相当と認める研修をいう。
- (4) 展示会 事業者が自ら製造又は販売する商品、サービス、情報等を展示し、又は宣伝するためのイベントをいう。ただし、自ら企画及び実施するものを除く。
- (5) 就職説明会 複数の事業者が合同で従業員の採用を目的として実施する企業説明会をいう。ただし、自ら企画及び実施するものを除く。
- (6) 常用雇用者 期間の定めのない雇用契約を締結している従業員であって、社会保険の被保険者である者をいう。
- (7) 市民 平成30年10月15日以降に常用雇用者となった者であつ

て、常用雇用者となった日から第4条第1項の申請の日まで引き続き市内の事業所に勤務し、市内に住所を有する者をいう。ただし、雇用した事業者又は法人の役員等の3親等以内の親族及び過去に雇用促進事業の対象となった者を除く。

(補助対象事業費、補助率等)

**第3条** 補助金の交付対象事業(以下「補助対象事業」という。)、補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定において算出された補助金額に、100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を補助金額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は補助金の交付対象としない。

(1) 市が交付する補助金の対象となっている研修、展示会又は就職説明会へ参加する事業

(2) 市税を滞納している事業者の行う事業

(3) 犬山市暴力団排除条例(平成24年条例第34号)第2条第1号に定める暴力団若しくは同条第2号に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者の行う事業

4 一の年度につき、同一の事業者に交付する補助金の金額は、40万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

**第4条** 補助金の交付を申請しようとする事業者は、次の各号に掲げる書類等を、市長に提出しなければならない。

(1) 犬山市産業振興補助金交付申請書(様式第1)

(2) 事業計画書(様式第2)

(3) 市税の未納がないことの証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

(1) 人材育成事業 研修の受講日

- (2) 展示会出展事業 展示会の開催日
- (3) 雇用支援事業 就職説明会の開催日
- (4) 雇用促進事業 事業者が市民を常用雇用者とした日から1年を経過した日以降で、当該経過した日から1年を経過した日  
(補助金の交付決定及び通知)

**第5条** 市長は、前条第1項の書類を受理したときは、その内容を審査し、犬山市産業振興補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3）により、補助金の交付の可否を当該書類の提出者に通知するものとする。この場合において、市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、前項の通知書にその理由を記載しなければならない。

(申請の取下げ)

**第6条** 前条第1項の交付決定通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の変更交付申請)

**第7条** 補助事業者（前条第1項の規定により、申請の取下げをしたものを除く。以下同じ。）は、交付決定通知に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、犬山市産業振興補助金変更交付申請書（様式第4）に変更事業計画書（様式第5）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を適当と認めるときは犬山市産業振興補助金変更交付決定通知書（様式第6）により、変更を適当と認めないときは変更交付申請却下通知書（様式第7）にその理由を記載して、補助事業者に通知

するものとする。

(代表者等の変更届)

**第8条** 補助事業者は、次条の実績報告書を提出するまでに次の各号に該当することとなったときは、当該事実の発生後、直ちに当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 代表者を変更したとき 代表者変更届(様式第8)

(2) 住所地又は所在地を変更したとき 住所地(所在地)変更届  
(様式第9)

(3) 組織を変更したとき 組織変更届(様式第10)

(実績報告等)

**第9条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第11)及び請求書を事業実施の日から30日を経過する日又は当該交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第10条** 市長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、報告書等の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の完了を確認し、補助金を交付する。

(書類の整備及び保存)

**第11条** 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支を明らかにし、関係諸帳簿及び証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項の帳簿等は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

**第12条** 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することがある。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

**第13条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助事業の執行に関し、不正の行為があったとき。

(雑則)

**第14条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

| 補助対象事業  | 補助対象事業者 | 補助対象経費  | 補助率           | 補助限度額                   |
|---------|---------|---|---------------|-------------------------|
| 人材育成事業  | 中小企業者   | 事業者及び従業員（市内の事業所に勤務する者に限る。）に係る研修の受講、又は資格の取得のために必要な経費で、事業者が支払う経費。ただし、食事、宿泊等に要する経費を除く。 | 補助対象経費の2分の1以内 | 研修を受講した事業者及び従業員1人当たり2万円 |
| 展示会出展事業 | 中小企業者   | 展示会への出展のために必要な経費で、展示会の主催者等へ支払う経費  | 補助対象経費の2分の1以内 | 出展1回当たり20万円             |
| 雇用支援事業  | 小規模企業者  | 就職説明会への参加のために必要な経費で、就職説明会的主催者等へ支払う経費  | 補助対象経費の2分の1以内 | 参加1回当たり10万円             |
| 雇用促進事業  | 小規模企業者  | 市民に対し、常用雇用者となった日から1年間に支払った給与  | 補助対象経費の2分の1以内 | 雇用した市民1人当たり36万円         |

備考 補助対象事業が国等の補助金等の交付対象である場合には、当該補助金等の額を補助対象経費の額から控除するものとする。